CFC

①充塡した量

②回収した量

⑨充塡した量

⑩回収した量

HCFC

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

2025 年 4月 5 ⊞

和歌山県知事 殿

記入例

※様式に変更を加えないでください。 ※提出時は必ずエクセルデータで提出 してください

CFCを充填した第一種特定製品の台数

CFCを回収した第一種特定製品の台数

④第一種フロン類再生業者に引き渡した

⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量

HCFCを充塡した第一種特定製品の台数

HCFCを回収した第一種特定製品の台数

⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量

⑮第49条第1号に規定する者に引き渡した量

(3)フロン類破壊業者に引き渡した量

⑪年度当初に保管していた量

19年度末に保管していた量

⑤フロン類破壊業者に引き渡した量 実績なしでも0を記入

③年度当初に保管していた量

⑧年度末に保管していた量

(郵便番号) 〒 640-8585

住 所 和歌山県和歌山市小松原通1-1

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

株式会社和歌山 代表取締役 和歌山 太郎

(3)合計

(3)合計

設置

整備

 $0.0~\mathrm{kg}$

0.0 k

0.0 kg

0.0 kg

0.0 k

0.0 kg

0.0 k

0.0 kg

0.0 kg

5 ±

12.1 kg

0.0 kg

0.0 k

0.0 k

12.1 k

0.0 kg

設置

整備

設置以外

摩棄等

5.3 h

4.2 kg

3.6 k

0.0 k

0.0 kg

0.0 kg

設置以外

摩棄等

14.3 kg

12 7

59.2 k

0.0 kg

0.0 kg

0.0 kg

0.0 k

56.6 k

 $0.0~\mathrm{kg}$

電話番号 073-441-2688

登録番号 30XXXXXX

(2)冷蔵機器及び冷凍機器

(2)冷蔵機器及び冷凍機器

自動計算されるので、

(2)冷蔵機器及び冷凍機器

(2)冷蔵機器及び冷凍機器

自動計算されるので、

 $0.0~\mathrm{kg}$

2 台

8.5 kg

入力不要です。

整備

設置以外

南華等

9.6 kg

33.4 ₺

設置以外

廃棄等

0.0 kg

設置

整備

0 台

 $0.0~\mathrm{kg}$

0 #

0.0 kg

和歌山県での登録番号を記入してください。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

設置以外

廃棄等

設置以外

摩棄等

4.7 kg

25.8 kg

 $0.0~\mathrm{kg}$

5.3 kg

(1)エアコンディショナー

(1)エアコンテ・ィショナー

(1)エアコンディショナー

(1)エアコンディショナ-

設置

整備

⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量 入力不要です。

設置

整備

④法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量

0.0 kg

3 台

 $3.6~\mathrm{kg}$

 $0.0~\mathrm{kg}$

0.0 kg



法第41条の規定によりフロン類が充塡され (1)エアコンディショナー (2)冷蔵機器及び冷凍機器 (3)合計 いないことの確認を行った第一種特定製 0 1

1 用紙の大きさけ

確認証明書を交付した台数を記入してください。

※回収量 0 kgとして引取証明書を発行した台数は含みません。

自動計算されるので、 入力不要です。

- 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ご との量を記載した書面を添付すること。

整備時、廃棄時ともに 2+3=4+5+6+7+8

整備時、廃棄時ともに (10 + (1) = (12 + (13 + (14 + (15 + (16 【記入にあたっての注意点】

1 物量の数値は小数点以下1位まで表示されます。

整備時、廃棄時ともに

18 + 19 = 20 + 21 + 22 + 23 + 24

裏面は、年度における回収量及び充塡量について報告することとし、原則として、 以下の数式となるようにすること。

なお、再生業許可を申請しようとする者にフロン類を引き渡した場合は、第49条第1号に 規定する者に引き渡した量に含めること。

CFC	2+3=4+5+6+7+8
HCFC	(0) + (1) = (2) + (3) + (4) + (5) + (6)
HFC	(B+19=20+2)+22+23+24

【裏面の表にある「設置」「設置以外」「整備」「廃棄等」の意味】

設置	第一種特定製品を 新規 に設置する際に配管等に 追加充填 する場合
設置以外	第一種特定製品の漏えい修繕等の 整備時に充填 する場合
整備	第一種特定製品の漏えい修繕等の 整備時に回収 する場合
廃棄等	第一種特定製品の 廃棄や譲渡等の際に回収 する場合

記載内容についてお問い合わせさせていただくことがありますので、ご記入ください。

所属	株式会社和歌山 〇〇部			
氏名	和歌山 花子	電話番号	090-XXXX-XXXX	

日中連絡がつく連絡先を記入してください。